

佐賀県医療センター好生館 輸液ポンプ・シリンジポンプ 調達業務仕様書

1. 機器構成

機器名				数量
輸液ポンプ・シリンジポンプ				一式
品名		規格(型番)	メーカー名	
内 訳	テルフュージョン輸液ポンプ 28 型	TE-281A	テルモ	20
	テルフュージョンシリンジポンプ 38 型	TE-381	テルモ	10

2. その他納入に関して

- ① 令和4年3月31日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了すること。
- ② 機器の設置調整費用等通常に使用できるための費用は、今回の調達範囲に含むこと。（一次側設備[電気・空調・給排水等]）の費用は含まない。）本仕様書に明記されていない事項であっても、本装置の運用上必要な事項は怠りなく装備あるいは施工し、疑義については当館と協議し、その指示に従うこと。
- ③ 本調達に関する契約の締結後、本仕様書に掲げる機器のバージョンアップ等があった場合は、契約額を変更することなく、最新のバージョンのものを契約期間内に確実に納品すること。
- ④ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
- ⑤ 機器の設置にあたって、機器の使用環境整備のために必要な各種測定等（遮蔽計算・漏洩線量測定など）がある場合は本調達の範囲内で行うこと。
- ⑥ 機器の設置にあたって、使用許可等関係行政機関への届出申請が必要な場合は、納入業者は届出申請書類の作成支援を行うこと。
- ⑦ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。
- ⑧ 搬入の際には納入業者が立会うこととし、施設に損傷を与えないよう注意を払い、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- ⑨ 搬入及び設置調整の際、万が一、当館の建物及び設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
- ⑩ 搬入及び設置にあたって、放射線管理区域内で作業をする場合は、当館のマニュアル等を遵守して、安全を第一に行うこと。
- ⑪ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- ⑫ 落札業者及びメカに関しては、各障害発生時に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。

- ⑬ 故障時は、当館の指定する時間内（30分～1時間）に担当者が到着し、現状の把握など対応できる体制が整備されていること。
- ⑭ 納入後一年間に行った、調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑮ 取り扱い説明書、添付文書、カタログは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑯ 取扱説明に関する教育訓練は、当館の医療職員（医師・看護師・コメディカル等）2名以上に対し当館が指定する日時・場所で行うこと。
- ⑰ 納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立会いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。